

第211回国会・質問第135号 参議院議員牧山ひろえ議員「送還停止効の例外に関する質問主意書」(2023年6月20日)

答弁書第135号 参議院議員牧山ひろえ君提出送還停止効の例外に関する質問に対する答弁書(2023年6月30日)

送還停止効の例外に関する質問主意書

第 211 回国会で成立した出入国管理及び難民認定法等の改正法による改正前の出入国管理及び難民認定法では、外国人が難民認定の申請をすると、難民認定手続終了までの間は、申請の理由や回数を問わず一律に送還が停止されることになっていた。これは送還停止効と言われるものだが、今回の改正によって、3 回目以降の難民認定申請については、送還停止効の例外とすることとなった。2022 年に 3 回目以降の難民認定申請を行った者の中には、18 歳未満の子どもも 49 人いるということである。この中には、日本で生まれ育ち、日本語しか話せない子どももいるが、そういう子どもたちも強制送還されることとなる。この点につき、以下質問する。

- 一 改正法では、3 回目以降の難民認定申請でも、相当の理由がある資料を提出した者は、送還停止効の例外とならないことを規定している。この「相当の理由がある資料」とはどのようなものを、そしてどの程度のものを想定しているか。
- 二 2023 年 4 月 25 日の衆議院法務委員会で、相当の理由がある資料について、資料の形態や形式に制限がなく、申請者の陳述や申請書自体も「資料」に該当し得ることが確認できた。実際に提出される資料の例として、前回処分後の情勢の変化が挙げられていたが、それに加えて、過去の難民申請で提出することができなかった資料や、主張することができなかった事情も、「相当の理由がある資料」に含まれるということによいか。

一及び二について

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 56 号）による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 61 条の 2 の 9 第 4 項第 1 号に規定する「難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料」は、形態や形式に制限はないが、これに該当するか否かは、個別の事案に応じて、提出された資料の内容、出入国在留管理庁において把握している申請者の本国の情勢等の諸事情を総合的に考慮して、難民又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由があるか否かという観点から判断するものであるから、一概にお答えすることは困難であるが、「過去の難民申請で提出することができなかった資料や、主張することができなかった事情」に関する資料も該当する場合

がある。

三 3回目以降の難民申請者が提出した資料が「相当の理由がある資料」に該当しないと判断された場合の送還実施までの期間について、2021年6月17日付「送還実施に当たっての留意事項について（指示）」という通知では、送還実施の2か月以上前に通知を行うこととされている。

しかし、難民不認定処分に関する個人情報開示だけで2か月を要することもあり、裁決告知から2か月以内に弁護士の受任が決定し、訴訟準備を行い、退去強制令書の執行停止に行きつくことは、多くの場合、現実的ではないのではないかと。

また、前記通知では、2か月以上後の送還をあくまで「原則」としており、2か月経過前の送還が可能な記載となっている。

原則2か月とするこのルールでは、裁決告知から送還までの期間が短く、裁判を受ける権利が実質的に保障されているといえない。

難民申請者が裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、裁決告知から送還までの期間として、最低出訴期間である6か月以上の期間を設けるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三について

入国警備官は、被退去強制者を速やかに送還する義務を負っており、かつ、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）上、処分又は裁決の取消訴訟の出訴期間内であっても、裁判所が執行停止決定をしない限り、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないとされているため、御指摘の「裁決告知から送還までの期間として、最低出訴期間である6か月以上の期間を設けるべき」との考えをとることは困難である。

右質問する。

[了]